

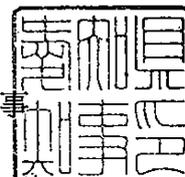
28環活第176-14号

平成28年9月21日

トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長 豊田 章男 殿

愛 知 県 知 事



トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業に係る計画段階環境配慮書に
対する知事意見について（通知）

このことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の7第1項の
規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、関係市長の環境の保全の見地からの意見は、別添2のとおりです。

担当 環境部環境活動推進課

環境影響評価グループ

内線 052-954-6211（ダイヤル）

トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業に係る計画段階環境配慮書に 対する知事意見

はじめに

トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

事業者においては、以下の事項について十分に検討した上で、風力発電設備の規模、基数、配置、構造を絞り込み、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成すること。また、環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について、方法書以降の図書に記載すること。

1 全般事項

(1) 総論

ア 国内外の環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めること。

イ 事業実施想定区域周辺の既設の風力発電所（以下「既設風力発電所」という。）について、既設風力発電所の事業者等から騒音の状況及び鳥類の風力発電設備への衝突状況等に関する情報収集に努めるとともに、当該情報を活用して、環境影響の回避、低減に努めること。

ウ 既設風力発電所との累積的な環境影響が懸念されることから、1（1）イで収集した情報も踏まえ、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

(2) 騒音及び超低周波音

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月、環境省）、「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」（環境省）の検討結果等に基づき、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

(3) 鳥類

ア 事業実施想定区域及びその周辺では、チュウヒ等の重要な種が確認され、また事業実施想定区域の南側には、水鳥の重要な渡来地である汐川干潟が存在しており、鳥類の風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等が懸念される。このため、専門家等の指導・助言を得ながら、適切な調査、予測及び評価の手法を検討するとともに、影響の回避、低減に努めること。

イ 調査においては、飛翔軌跡、飛翔高度、構造物の回避行動、餌場やねぐら等への移動経路、渡りの経路等の記録が重要となることに十分に留意して、適切な調査の手法を検討すること。また、夜間調査の実施についても検討すること。

(4) 景観

十分な現地踏査を実施した上で、適切な予測及び評価地点を検討すること。

2 個別事項

(1) A案（単機出力 2,000～2,100 kW、基数 12 基）

ア 騒音及び超低周波音

環境影響評価の結果等を踏まえ、住宅等から適切な離隔を図ること等により、影響の回避、低減に努めること。

イ 鳥類

配慮書 344 頁の図 4.3.3-9(1)等で示している風車配置 3 及び 4 については、事業実施想定区域内の南側の草地等を利用する鳥類への影響が懸念されることから、環境影響評価の結果等を踏まえ、風力発電設備の機種を選定とあわせて設置基数を減らすことも含めた配置を検討することなどにより、影響の回避、低減に努めること。

(2) B案（単機出力 3,400 kW、基数 7 基）

ア 騒音及び超低周波音

環境影響評価の結果等を踏まえ、住宅等から適切な離隔を図ること等により、影響の回避、低減に努めること。

イ 鳥類

配慮書 344 頁の図 4.3.3-9(1)等で示している風車配置 3 及び 5 については、事業実施想定区域内の南側の草地等を利用する鳥類への影響が懸念されることから、環境影響評価の結果等を踏まえ、風力発電設備の機種を選定とあわせて設置基数を減らすことも含めた配置を検討することなどにより、影響の回避、低減に努めること。

(3) C案（単機出力 5,000～5,200kW、基数 5 基）

国内での風力発電設備の採用事例が少ないことから、知見を十分に収集し、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

3 その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。

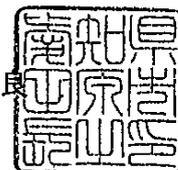
また、インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。

別添2

28田環第253号
平成28年 8月12日

愛知県知事 大村 秀章 殿

田原市長 山下 政良



トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業に係る計画段階環境配慮書
について（回答）

平成28年8月2日付け28環活第176-1号で照会のありましたこのこ
とについて、下記のとおり回答します。

記

市民の生活環境保全に十分に配慮して計画を進めること。

担当 市民環境部環境政策課
環境政策係
電話 0531-23-3541
FAX 0531-23-0180
Eメール kankyo@city.tahara.aichi.jp



28豊環保第197号
平成28年8月26日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊橋市長 佐原 光一



トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業に係る計画段階環境配慮書について
(回答)

平成28年8月2日付け28環活第176-1号にて照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

○騒音について

- ・方法書以降の手続きにおいて、騒音の影響予測を十分に行い、環境保全に努めること。
- ・騒音の発生に留意し、苦情が発生した際には真摯に対応すること。

○動物について

- ・希少猛禽類チュウヒについて、引き続き調査を実施するとともに、事業実施時にできるだけ影響を与えないよう配慮すること。その他水鳥類等においても調査を引き続き実施すること。

○景観について

- ・今後の各検討段階において、引き続き眺望景観への配慮をすること。

【担当】

豊橋市環境部環境保全課
連絡先 0532-51-2385



蒲環第183-2号
平成28年8月26日

愛知県知事 大村秀章 様

蒲郡市長 稲葉正吉



トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業に係る計画段階配慮書
について (回答)

平成28年8月5日付け28環活第176-1号で照会のありましたこのこ
とにつきましては、意見はありません。

担当 産業環境部 環境清掃課
環境保全係
電話 0533-57-4100
FAX 0533-57-3924
Eメール kankyo@city.gamagori.lg.jp

